

令和5年度医療費適正化事業の実績について

No.	事業名	事業目的	対象者		実施状況				評価・課題等
			年齢	対象者	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
1	特定健康診査事業 特定保健指導事業	メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防	40～74	全員 (特定健診の結果、基準該当者に対し特定保健指導を実施)	＜特定健康診査＞ 対象者数 27,227人 受診者数 12,205人 受診率 44.8% ＜特定保健指導＞ 対象者数 1,493人 終了者数 150人 終了者の割合 10.0%	＜特定健康診査＞ 対象者数 26,981人 受診者数 12,866人 受診率 47.7% ＜特定保健指導＞ 対象者数 1,610人 終了者数 198人 終了者の割合 12.3%	＜特定健康診査＞ 対象者数 25,501人 受診者数 12,103人 受診率 47.5% ＜特定保健指導＞ 対象者数 1,439人 終了者数 138人 終了者の割合 9.6%	＜特定健康診査＞ 対象者数 27,294人 受診者数 12,620人 受診率 46.2% ＜特定保健指導＞ 対象者数 1,329人 終了者数 123人 終了者の割合 9.3%	○特定健康診査の受診率、特定保健指導の終了率ともに令和4年度と比較し減少してしまった。 ○特定保健指導において、令和4年度から開始したオンライン面談は終了者増加に繋がっていない。今後も参加者が継続しやすい環境整備等、改善を図っていく必要がある。 ※令和5年度特定健診審査、特定保健指導ともに暫定値。(令和6年11月に確定予定)
2	ジェネリック医薬品差額通知事業	ジェネリック医薬品の使用率を向上させることにより、自己負担額及び医療費の軽減を図る。	20～74	ジェネリック医薬品に切り替えることにより、100円以上自己負担額の軽減が期待できる被保険者	通知回数 年9回 通知件数 3,918通 利用率 80.4% (令和3年3月)	通知回数 年9回 通知件数 2,789通 利用率 80.0% (令和4年3月)	通知回数 年9回 通知件数 3,009通 利用率 81.0% (令和5年3月)	通知回数 年9回 通知件数 2,190通 利用率 82.2% (令和6年3月)	○引き続き第3期データヘルス計画の目標値(令和11年度：通知後普及率82.0%、通知後削減金額1,750万円)の達成に向けて取り組む。
3	糖尿病性腎症重症化予防事業	糖尿病、糖尿病性腎症の知識を取得し、生活習慣を改善することにより、新たな人工透析患者の移行を予防する。	40～74	レセプトデータと健診データの分析により抽出した基準該当者	参加者数 3人 終了者 3人	参加者数 7人 終了者 3人	参加者数 6人 終了者 3人	参加者数 7人 終了者 4人	○令和3年度以降は、対象者が多い医療機関(2機関)に協力を依頼しており、令和5年度は参加者・終了者ともに、過去5年で最も多い人数となった。引き続き参加者数・終了者数の増に向けて取り組む。
4	受診勧奨通知事業	生活習慣病の治療が必要で医療機関を受診していない方に対して受診勧奨通知を送付し、受診を促すことにより病気の重症化を予防する。	40～74	生活習慣病に関連する数値から、医療機関の受診が必要と思われる方	通知件数 207通 再勧奨通知件数 100通 再勧奨電話 11件	通知件数 194通 再勧奨通知件数 103通 再勧奨電話 20件	通知件数 201通 再勧奨通知件数 102通 再勧奨電話 20件	通知件数 160通 再勧奨通知件数 100通 再勧奨電話 20件	○引き続き受診勧奨通知と再勧奨電話を行い、医療機関受診につなげていく。
5	重複・頻回受診、重複服薬訪問指導事業※	重複受診者(同一疾患で3医療機関以上の受診)、頻回受診者(1医療機関に8回以上の受診)及び重複服薬対象者(同系の医薬品が計60日以上処方)を抽出し、直接連絡をし、保健指導を行う。	40～74	①重複受診者 ②頻回受診者 ③重複服薬対象者	対象者 74人 受診者 19人 終了者 19人	対象者 86人 受診者 10人 終了者 10人	対象者 70人 受診者 13人 終了者 13人	対象者 91人 受診者 19人 終了者 19人	○令和4年度より受診者が6名増加した。 ○引き続き第3期データヘルス計画の目標値(令和11年度：指導参加率：30%、受診行動適正化率(改善率)：80%、1人当たり医療費が削減された人の割合：95%)の達成に向けて取り組む。
6	レセプト点検	レセプトにおける請求内容について、診療報酬・調剤報酬等の算定方法及び算定点数に関する点検を実施	—	—	財政効果額 (被保険者一人当たり) 1,358円	財政効果額 (被保険者一人当たり) 1,382円	財政効果額 (被保険者一人当たり) 1,105円	財政効果額 (被保険者一人当たり) 1,418円	※令和5年度の財政効果額は暫定値。
7	療養費の適正化	柔道整復師の施術に係る療養費支給申請書の点検を行い、確認の必要があると思われる支給申請については、被保険者に対し調査票を発送(平成27年7月から)	—	—	通知件数 143通	通知件数 130通	通知件数 113通	通知件数 98通	○毎年度調査票の発送件数が減っていることは評価できる。 ○引き続き調査票を発送し、療養費の適正化に取り組む。